

三重県広告掲載要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、三重県（以下「県」という。）の資産を活用し、民間企業等の広告を掲載することに関して、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 広告媒体とは、県の資産のうち、広告掲載が可能なものをいう。
- (2) 広告掲載とは、広告媒体に民間企業等の広告を掲載することをいう。
- (3) 広告主とは、広告媒体への広告掲載の決定を受けたものをいう。

(広告の掲載基準)

第3条 広告内容は、行政広報の公共性及び品位を損なうおそれのないもので、県民に不利益を与えないものとし、次のいずれにも該当しないものとする。なお、広告の表示中においてこれらに該当するに至った場合も同様とする。

- (1) 法令等に違反するもの又はそのおそれのあるもの
- (2) 公序良俗に反するもの又はそのおそれのあるもの
- (3) 人権侵害となるもの又はそのおそれのあるもの
- (4) 政治性のあるもの
- (5) 宗教性のあるもの
- (6) 社会問題その他についての主義又は主張にあたるもの
- (7) 個人の氏名広告
- (8) 当該広告事業の内容を、県が推奨しているかのような誤解を与えるおそれのあるもの
- (9) 誇大又は虚偽のおそれのあるもの
- (10) 社会的批判を招くおそれのあるもの
- (11) 教育的又は健康的な配慮が必要なもの
- (12) 青少年の健全育成にとって有害であるもの又はそのおそれのあるもの
- (13) 第三者の著作権、財産権、プライバシー等を侵害するおそれのあるもの
- (14) 第三者を誹謗し、中傷し若しくは排斥するもの又はそのおそれのあるもの
- (15) 前各号に掲げるもののほか、掲載する広告として妥当でないと県が認めるもの

2 次のいずれかに該当する業種又は業者に係る広告は、掲載することができない。なお、広告の表示中においてこれらに該当するに至った場合も同様とする。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）に基づく風俗営業及び風俗営業に類似した業種に関するもの

- (2)消費者金融に係るもの
- (3)たばこに係るもの
- (4)ギャンブルに係るもの（宝くじに係るものを除く）
- (5)法律に定めのない医療類似行為を行うもの
- (6)県から落札資格停止等の措置を受けている者又は不利益処分を受けている者
- (7)消費税及び地方消費税又は県税を滞納している者
- (8)前各号に掲げるもののほか、広告を掲載する業種又は業者として妥当でないと県が認めるもの

3 前項に定めるもののほか、国、地方公共団体その他公共団体が公用若しくは公共のために行う広報にあたるものについて、広告料を徴収することが適当でないと認められるものについては、広告掲載の対象としないことができる。

4 広告掲載基準は、本条に定めるもののほか、広告媒体ごとに別途要領に定めることができる。

（広告の規格等）

第4条 広告の掲載位置、掲載枠数、規格等は、広告媒体ごとに別途要領に定める。

（広告の掲載の期間）

第5条 広告を掲載する期間は、広告媒体ごとに別途要領に定める。

（広告の募集方法等）

第6条 広告募集方法、広告の掲載料及び広告掲載決定後の手続き等は、広告媒体ごとに別途要領に定める。

（広告掲載の決定）

第7条 県は、広告掲載の申込みがあった場合は、広告媒体ごとに別途要領に定める審査会により審査し、次の順位により広告掲載を決定する。

- (1)公共性が高く、かつ県内地域経済の活性化に資すると判断することができるもの。
- (2)県内に事業所等を有するもの。
- (3)その他のもの

2 第4条に定める枠数を超えて広告掲載の申込みがあった場合において、前項の規定により申込者の順位の優劣を判断することができないときは、抽選により決定する。

（広告掲載の取消）

第8条 県は、次のいずれかに該当する場合には、直ちに広告の掲載の決定を取り消すものとする。

- (1) 広告媒体ごとに県が別途定めた日までに広告原稿が提出されないとき。
- (2) 広告媒体ごとに県が別途定めた日までに広告掲載料が納付されないとき。
- (3) 第3条の規定に反すると判断したとき。

2 県は、前項の規定により広告の掲載を取り消した場合は、当該広告主に対して理由を付してその旨を通知するものとする。

(広告掲載の取り下げ)

第9条 広告主は、自己の都合により、広告の掲載を取り下げることができる。

2 広告主は、前項の規定により広告掲載を取り下げるときは、書面により県にその旨を通知しなければならない。

(広告主の責務)

第10条 広告主は、広告の内容その他広告掲載に関するすべての事項について、一切の責任を追うものとし、第三者の権利の侵害、財産権の不適正な処理、第三者に不利益を与える行為その他の不正な行為をしてはならない。

2 広告主は、広告の掲載により、第三者に損害を与えた場合は、広告主の責任及び負担において解決しなければならない。

(審査会)

第11条 広告媒体に掲載する広告の可否を審査するための審査会については、広告媒体ごとに別途要領に定める。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、広告の取扱いに関して必要な事項は、広告媒体ごとに別途要領に定める。

附 則

この要綱は平成19年5月1日から施行する。